

連結事業年度における外国税額の控除に関する明細書

連 事 年	結 業 度	:	:	法人名	
区分				国外所得対応分	①のうち非課税所得分 ②
当期の連結所得金額	当期の連結国外所得の金額 (49) (マイナスの場合は0)	1	円	18 各連結法人の国外の当期利益又は当期欠損の額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二)付表「15」の合計)	円
当期の連結国外所得の限度額の計算額	各連結法人が納付した個別控除対象外国法人税額の合計額 (各連結法人の別表六(二の二)「10」の合計)	2	円	19 各連結法人が納付した個別控除対象外国法人税額の合計額 (各連結法人の別表六(二の二)「10」の合計)	円
当期の連結国外所得の限度額の計算額	交際費等の損金不算入額	3	円	20 各連結法人の貸倒引当金の戻入額の合計額	
当期の連結国外所得の限度額の計算額	各連結法人間取引の損益の加算調整額の合計額	4	円	21 各連結法人の貸倒引当金の戻入額の合計額	
当期の連結国外所得の限度額の計算額	連結法人間取引の損益の加算調整額の合計額	5	円	22 各連結法人の貸倒引当金の戻入額の合計額	
当期の連結国外所得の限度額の計算額	23 各連結法人の貸倒引当金の戻入額の合計額	6	円	23 各連結法人の貸倒引当金の戻入額の合計額	
当期の連結国外所得の限度額の計算額	24 各連結法人の貸倒引当金の戻入額の合計額	7	円	24 各連結法人の貸倒引当金の戻入額の合計額	
当期の連結国外所得の限度額の計算額	25 各連結法人の貸倒引当金の戻入額の合計額		円	25 各連結法人の貸倒引当金の戻入額の合計額	
当期の連結国外所得の限度額の計算額	26 各連結法人の貸倒引当金の戻入額の合計額		円	26 各連結法人の貸倒引当金の戻入額の合計額	
当期の連結国外所得の限度額の計算額	27 各連結法人の貸倒引当金の戻入額の合計額		円	27 各連結法人の貸倒引当金の戻入額の合計額	
当期の連結国外所得の限度額の計算額	28 各連結法人の貸倒引当金の戻入額の合計額		円	28 各連結法人の貸倒引当金の戻入額の合計額	
当期の連結国外所得の限度額の計算額	29 各連結法人の貸倒引当金の戻入額の合計額		円	29 各連結法人の貸倒引当金の戻入額の合計額	
当期の連結国外所得の限度額の計算額	30 各連結法人の貸倒引当金の戻入額の合計額		円	30 各連結法人の貸倒引当金の戻入額の合計額	
当期の連結国外所得の限度額の計算額	31 小計		円	31 小計	
当期の連結国外所得の限度額の計算額	32 小計		円	32 小計	
当期の連結国外所得の限度額の計算額	33 各連結法人の貸倒引当金の戻入額の合計額		円	33 各連結法人の貸倒引当金の戻入額の合計額	
当期の連結国外所得の限度額の計算額	34 連結法人間取引の損益の減算調整額の合計額		円	34 連結法人間取引の損益の減算調整額の合計額	
当期の連結国外所得の限度額の計算額	35 各連結法人の貸倒引当金の戻入額の合計額		円	35 各連結法人の貸倒引当金の戻入額の合計額	
当期の連結国外所得の限度額の計算額	36 各連結法人の貸倒引当金の戻入額の合計額		円	36 各連結法人の貸倒引当金の戻入額の合計額	
当期の連結国外所得の限度額の計算額	37 各連結法人の貸倒引当金の戻入額の合計額		円	37 各連結法人の貸倒引当金の戻入額の合計額	
当期の連結国外所得の限度額の計算額	38 各連結法人の貸倒引当金の戻入額の合計額		円	38 各連結法人の貸倒引当金の戻入額の合計額	
当期の連結国外所得の限度額の計算額	39 各連結法人の貸倒引当金の戻入額の合計額		円	39 各連結法人の貸倒引当金の戻入額の合計額	
当期の連結国外所得の限度額の計算額	40 各連結法人の貸倒引当金の戻入額の合計額		円	40 各連結法人の貸倒引当金の戻入額の合計額	
当期の連結国外所得の限度額の計算額	41 各連結法人の貸倒引当金の戻入額の合計額		円	41 各連結法人の貸倒引当金の戻入額の合計額	
当期の連結国外所得の限度額の計算額	42 各連結法人の貸倒引当金の戻入額の合計額		円	42 各連結法人の貸倒引当金の戻入額の合計額	
当期の連結国外所得の限度額の計算額	43 各連結法人の貸倒引当金の戻入額の合計額		円	43 各連結法人の貸倒引当金の戻入額の合計額	
当期の連結国外所得の限度額の計算額	44 各連結法人の貸倒引当金の戻入額の合計額		円	44 各連結法人の貸倒引当金の戻入額の合計額	
当期の連結国外所得の限度額の計算額	45 各連結法人の貸倒引当金の戻入額の合計額		円	45 各連結法人の貸倒引当金の戻入額の合計額	
当期の連結国外所得の限度額の計算額	46 小計		円	46 小計	
当期の連結国外所得の限度額の計算額	47 仮計 (18)+(32)-(46)		円	47 仮計 (18)+(32)-(46)	
当期の連結国外所得の限度額の計算額	48 非課税国外所得の控除額 (47)× $\frac{2}{3}$		円	48 非課税国外所得の控除額 (47)× $\frac{2}{3}$	
当期に控除できる金額 (各連結法人の別表六の二(二)付表「13」の合計)	49 連結国外所得の金額 (47)-(48)		円	49 連結国外所得の金額 (47)-(48)	

別表六の二（二）の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が法第81条の15（連結事業年度における外国税額の控除）又は措置法第68条の91（特定外国子会社等に係る外国税額の控除）若しくは措置法第68条の93の7（特定外国法人に係る外国税額の控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 当期において法第81条の3第1項（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）（法第64条の4第1項から第3項まで（公益法人等が普通法人に移行する場合の所得の金額の計算）の規定により個別益金又は個別損金額を計算する場合に限ります。以下同じ。）の規定により益金の額又は損金の額に算入される金額がある場合には、「連結所得金額又は連結欠損金額2」の欄は、法第81条の3第1項の規定を適用しないで計算した連結所得金額又は連結欠損金額を記載します。
- 3 この明細書には、個別控除対象外国法人税額を課されたことを証する書類その他規則第37条の6各号（外国税額控除を受けるための書類）に定める書類又は租税条約実施特例法施行省令第10条第1項（み

なし外国税額の控除の申告手続）に定めるみなしが外國税額控除の適用を受けることができる旨を証する書類を添付します。

この場合、その添付に当たっては、できるだけ次の法人の区分に応じそれぞれ次によることとしてください。

- (1) 連結親法人…連結確定申告書に添付する当該連結親法人の個別帰属額に関する書類に添付します。
- (2) 連結子法人…当該連結子法人が所在地の税務署長に提出する個別帰属額等の届出書に添付します。

なお、連結確定申告書のこの明細書の下部余白には、これらの書類を個別帰属額等の届出書に添付した旨を記載してください。

- 4 「当期の連結控除限度額の計算」のうち、「限度額の計算の特例の適用がある場合」の各欄は、令第155条の29（連結控除限度額の計算の特例）の規定の適用を受ける場合（「各連結法人が納付した個別控除対象外国法人税額の合計額11」の金額が「計7」の金額の100分の50を超える場合）に記載します。